

味方但馬と割間歩

——佐渡金銀山史研究 その一——

小葉田 淳

【要約】 佐渡の相川鉱山が近世最大の金銀鉱山であり、また江戸幕府特にその成立期に重要な財源であったことはよく知られている。しかしそれらの事実や根拠が実証的に解明されているかというに必ずしもそうでない。むしろ明治以来、同鉱山が真箇に歴史的研究の対象として採り上げられたことは、ほとんどなかった。相川鉱山自体が三世紀間にわたる大きな一箇の経済体であり、研究の範囲が幕府の政治・財政との関連や佐渡一円はもとより諸藩領との諸関係に及ぶことになれば問題は、いよいよ複雑多岐のものとなる。既知の同鉱山関係史料はかたがちに豊富であり、しかもなお多くの史料を搜聚することも期待される。しかしそれらは概して断片的のものであるため、近世を通じ全般的な把握と比較に基づき解釈批判することが、より必要となり、しかも鉱山史における甚だ特殊な知識が要求される。これが相川鉱山の歴史研究が近づき難いものとされた主な理由でもあろう。昭和三十一年刊の麓三郎氏著『佐渡金銀山史話』は、博く史料を集めて紹介し、同鉱山の沿革を展望した解説書として画期的なものといえよう。そこで同書を出発点とし、同鉱山の諸問題について考察を深め、やがて相川鉱山の総合的研究の一礎石を造るべき段階にあると思われる。自分はさしあたり、近世初期の同鉱山繁栄期を中心に、元禄四年萩原重秀の奉行就任まで近世前期の研究を進めたい。最初に繁栄期を表象する一人の山主との鉱坑を検討することにより、右の研究へのアプローチを試みよう。それは三世紀間を通じて佐渡の最も著名な山主の家の味方氏の業祖で、繁栄期の代表的業者であった但馬守家重の生涯と、但馬の手で発展し、相川惣山の親間歩とまで称せられ、繁栄期における最大の鉱坑であった割間歩の稼行との考究である。

史林 四八卷三号 一九六五年五月

一 味方但馬と割間歩以前の鉱山稼行

割間歩というのは、佐渡金銀山の主要鉱脈中最大の青盤

脈をその西端で捉えた鉱坑である。江戸時代、この間歩については「金銀山根元の鋪所」とも「割間歩一山は諸山に懸合親山」ともよばれた。

味方但馬は佐渡金銀山の初期、その繁栄時代の山主（山仕・山師）の一人で、子孫は代々佐渡の山主として明治に及んだ。味方氏は佐渡においては、最も由緒ある代表的な鉱山業者ということが出来るが、但馬はその業祖である。

但馬が山主として強力な地位を固め得たのは、元和四年に割間歩稼行を引請けてこれに成功した結果であろう。また、割間歩が当時繁栄期にあった佐渡金銀山の多数の間歩中で、重要な地歩を占めてきたのは、但馬の成功より始まったと見ることが出来る。そして但馬の後もその子孫は、代々相承けて、ほとんど断絶することなく割間歩の経営に従ったのである。

しかし割間歩稼行以前に、但馬はすでにいくつかの間歩を手がけて、山主としての基礎を築いていたのである。

さて『佐渡年代記』の慶長九甲辰年の条に、佐渡の諸間歩がいよいよ繁昌したため、奉行大久保長安より言上したためか、味方但馬・原淡路・西山丹波等の有力な山主が、家康・秀忠に御目見を許されたことを記し、味方但馬は生国江州三方郷より出たと書き添えている。但馬の受領名を得たことは、この御目見に関係あることは推量出来るとし

ても、それが慶長九年にかけて記載されているからといって同年にあった事実というわけでない。そのことは、また後に触れるとして、生国江州三方郷より出たという記事は多少の修正が要る。但馬の墓は京都妙覚寺に現存するが、墓碑銘には「播磨国前味方但馬守家重」と見える。ずっと後世に書かれたものであるが、味方氏の『由緒書』及び『先祖書』^②があつて、これによると但馬の父の村井善左衛門は村井長門守貞勝の弟であるという。但馬の本国生国は近江で、元和九年に病死し六一歳とあるから永禄六年の出生となる。善左衛門は池田輝政に仕えて老衰のため播州三方へ退隠し、慶長八年四月十三日歿したとある。三方は恐らく宍粟郡三方村であろう。この村に程近い富士野には銀銅山があり、^③さらに富士野峠を越えたと明延銅山があることを附記することは無駄ではないかも知れぬ。善左衛門がこの地へ隠栖した由縁は、輝政が関が原の戦いの功で播磨一国を与えられたので、彼は輝政に従つて播磨へ移つていたのであろう。三方に改姓したのは、三方村に因んだものという。但馬は幼名は小次郎といい、貞重を名乗り、福島正則に仕えて関が原の戦いの功で五百石を扶持されたが、故あつて浪人と

なり佐渡に渡り鉾山稼行に入ったとある。そうだとすると、但馬が福島氏に仕えたのは、父の三方村退隠以前のこと、父の死去した頃に暫らく三方に止留していたのであろうか。村井氏の本国は近江で但馬がそこに生まれたことは事実であらうが、父の播州三方に隠栖した頃に、但馬も浪人となりそこに寄留したことも想像される。墓碑銘に播磨国とあるのはその関係からであるまいか。

『由緒書』には、但馬は家康・秀忠に御目見し、上意により味方但馬守を名乗り、三方を味方と改名家の一字を賜り紋服その他の品を頂戴した、しかし平時は家の字を使用しなかったが、京都妙覚寺本堂の棟札や墓碑銘、佐渡根本寺の鐘銘等、また味方氏所伝の古書物には家重と記しているとある。いかにも妙覚寺祖師堂本堂は祖師堂の誤かと思われ、後述参照、棟札等に家重とあり、また味方氏所蔵の多数の但馬書状に家重の署名がある。但馬歿して翌寛永元年に菩提のため相川に建立された瑞仙寺^④、但馬が拝領したと伝える葵紋の胸衣・葵紋染付茶碗、金銀地の扇子が保管されている。但馬が家康等に謁し受領の名乗を与えられたことなどは、後世の山師の境涯よりいえば破格のことのように思われるが、近世初期では石見銀山に

おける安原備中名は知種のような類似の例も他にあって必しも珍らしい事実ではない。

さて但馬を称したのは何時からであらうか。それは元和四年彼の割間歩稼行に先だつことはもとよりであるが、御目見を許されたのは鉾山稼行の功績によることであらうから、彼の稼行の事実をもあわせて考えよう。

荏川文庫に、味方但馬にあて、また但馬の手代と思われるものにあてた七通の文書があり、慶長十七・十八・十九年のものである^⑤。この内、越後の喜左衛門差出しの二通は銀子借用状であり、残りは但馬の御手大工等として雇用されて受取った前貸銀の借用状、また前貸銀を受取って途中で逃亡を謀り捕捉された時の詫状である。その最も早い一通を次に掲げる。

戊ノ十月一日ニ我等但馬様御手大工ニ入可申候と申候而、前かけの銀子拾匁請取候てはしり申候を御見つけ候て、唯今銀子取可被成候と御申候を、御町之与兵衛殿同五郎右衛門殿御佗言候て、来十日まで御佗言取成候、定之通十日ニは急度相済可申候、若済不申候者何様ニも可有御糺明候、其時一言之子細申間敷、候已上

子ノ八月廿四日

越後ノ九右衛門 花押

うけ人 喜右衛門 印

但馬様内

半助殿まいる

御手大工というのは当時の用語では公費支給の掘大工の

ことであるが、ここでは但馬所屬の掘大工を意味している。右の文書によると、掘大工の雇用契約のとき前貸金を与えたが、逃亡して発見され、執成すものがあつて借銀を返済する証文を納れて一応事は済んでいる。このほか、寅二月四日付の借主新五郎、請人越後の権兵衛の但馬あての証文も、ほぼ同趣旨のもので、前年五月新五郎は但馬所屬の大工となり八月逃亡して見付られ、二月六日に借銀合せて上銀四六匁五分を返済することを誓約している。山主と掘大工等の雇用関係につき、これらの文書は興味深い史料であるが、この問題は別の機会に考えることとして、ここで注意されるのは戊即ち慶長十六年には但馬を称していた事実である。『味方文書』に次のものがある。

味方但馬大工四拾人欠落候、在々於何方も無異儀可相渡者也

八月十六日

(米倉助右衛門重親)
米助右 印

(河西宗九郎)
河兵九 印

(田辺十郎左衛門宗政)
田十左 印

(間宮新左衛門直元)
間新左 印

佐渡中

但馬所屬の大工の逃亡があり、その引渡を佐渡国中に触れたものであるが、これは慶長十九年の文書と認められる。^⑥

『佐渡風土記』・『佐渡年代記』に、慶長九年御直山三六か所を取立て、山主三六人に一人一か所ずつを預けて稼行させたとあり、^⑦『佐渡風土記』にその御直山名・山主名を記し、同書にまた大久保長安の歿した、慶長十八年に山主三七人に対し、慶長九年の先格に准じて扶持米を与えたとあり、その山主名を記している。味方但馬の名は、この慶長十八年の山主名の中に見える。しかし御直山三六か所取立や山主三六人の扶持、ことにそれを慶長九年とすることなどが確實であるかどうかは疑わしい。一般に大久保長安時代のかかる諸記事については検討すべき点が多いが、それはまた別の機会に考えよう。

さて佐渡では間歩の稼行形態に御直山・自分山および詰

負山の区別があった。御直山は公儀山ともいう。前述の三六か所の御直山取立の三六の数はともかく、長安時代に多数の御直山取立があったことは確かである。御直山一か所を山主一人が預って経営に当り、毎年該山主は米百俵ずつを扶持され、鑽み炭・留木・蠟燭等の資材を給与された。

御直山にはそれらの公費が投入されたが、また公費による合力大工とよばれるものがあった。これは切山佐渡では間切といふつまり採鉱に至るまでの坑道掘や水貫・煙貫等の諸工事に従った。採鉱を伴わぬ工事はすべて普請とよばれたが、合力大工は少なくとも初期には原則として普請に使用されたのである。合力大工をはじめとする公費投入は、鉱山の衰微した時代に就任した奉行荻原重秀の積極的な開発政策によって元禄四年より著しく増加したようである。

『川上文書』によると、慶長十一―十五年頃に、御直山の山主に、鍛冶炭・蠟燭・蕈を支給した渡帳があり、また油・金錠・手鉄のみを・牛皮等を支給した記録がある。その頃、留守居役より長安の家老あてに、鉱山状況を報告した書状には御手大工の普請を語るものも少くない。向山の佐左衛門間歩内の横相よこあひを御手大工で切っている事実もその一例で

ある。この御手大工というのは、公費による合力大工と認められる。これらによって知られる御直山は前述の三六か所以外にもはなはだ多い。御直山に対して、山主が自己の経費で稼行するのが自分山である。しかし御直山も自分山も荷分けによる運上公納が行なわれ、間歩口に番所が設けられて採鉱石について番所役人の嚴重な監査を受ける。請山は山主が一か年の運上額を契約して、山主が稼行をすべて引請けるので、佐渡では相川本金銀山では請山はなく新穂村銀山・西三川金山等にその例があった。佐渡の御直山は他国では御手山・御手前山等とよんだ藩営鉱山に准じたものといえるが、なお実質はかなり違っている。佐渡の自分山は他国の御直山に相当する。相当に富良間歩は、金子かねこが大工・手子等を従属させて、各自の掘場を山主より下請けして稼行することが行なわれた。この掘場を相川では領分、生野では所とよんだ。金子の稼行の自立性がしだいに強くなり、また元禄以後は御直山における公費の投入が増加したが、山主の間歩経営者としての責任は依然として存したのである。

御直山は幕府側が必ずしも一方的に設定したわけではない。

享保九年三月の奉行小浜久隆・山岡景頭の水野老中への回答書に「慶長より元和中迄は公儀山は纒にて自分稼の山在郷相川ともに数ヶ所有之候書物御座候」とある。御直山の数は当時決して僅少であつたわけでないが、自分山はむしろ御直山以上に多かつたと思われる。富良野間歩に自分山が少なくなかつた。資力と実績を持った山主は自分山稼行を意図したのであろう。味方但馬の稼行した割間歩も自分山であつた。御直山と自分山の差は、まず荷分けの歩合の上に見られるはずのものであるが、これについては後に述べる。繁栄期を過ぎると、自分山の山主が資力が欠乏し、普請、とくに疏水坑工事等のため、公費の救援を求め、つまり御直山となることを請願するケースも増してきた。そしてやがて御直山が相川の主要坑を占めることになり、その数も極めて限定されてきたといえる。^⑨

味方但馬が元和四年割間歩稼行に入る以前に、稼行した事実はどうか。『川上文書』中に『佐州銀山諸御直山鍛冶炭渡帳』があり、月ごとに鍛冶炭を御直山山主に支給した明細が記録されている。おそらく慶長十一年と推測されるが、四月の渡帳に、七日に鶴子の八郎左衛門間歩の五人の

山主へ炭五俵を支給している。五人の山主とは、味方孫太夫・関ヶ原重兵衛・鶴賀七介・若狭弥兵衛・加賀藤左衛門である。また、同じ年と思われるが、月は不明、六月に一〇俵が鶴子の大横相の山主味方孫太夫・若狭弥兵衛・関ヶ原重兵衛に支給されている。味方孫太夫は但馬のことである。但馬の家は代々孫大夫を称した。これによると、慶長十一年頃、孫大夫は鶴子に所在する間歩や大横相を他の山主と協同して稼行していたことが知られるが、孫大夫の名で記されているから、この時にはまだ但馬を名乗らなかつたのであろう。そして慶長十六年には但馬を称したから、但馬守家重の改名はこの間にあるものと推量される。

二 割間歩の開坑

元和四年に味方但馬が割間歩を引請けるまでは、豊部蔵人がこれを稼行したといわれる。また蔵人以前に江戸宗遊が稼行した事実のあることは後に考証する。しかし同間歩は何時頃に開坑したか。

正徳三年三月、味方孫太夫等より割間歩内の揚水のため樋の取立てを奉行所へ訴願した証文に「割間歩之儀、百十

年以前、大久保石見様御仕置之内、拙者先祖但馬能ク御山ニ仕立申、夥敷大盛仕候而莫大之御運上銀差上申候ニ付、權現様御代被召出、但馬被成下、御紋之御呉服頂戴仕候」とある。これは慶長八年長安の佐渡支配が始まると、間もなく但馬が割間歩を稼行し、成功したように申し立てている。¹⁰

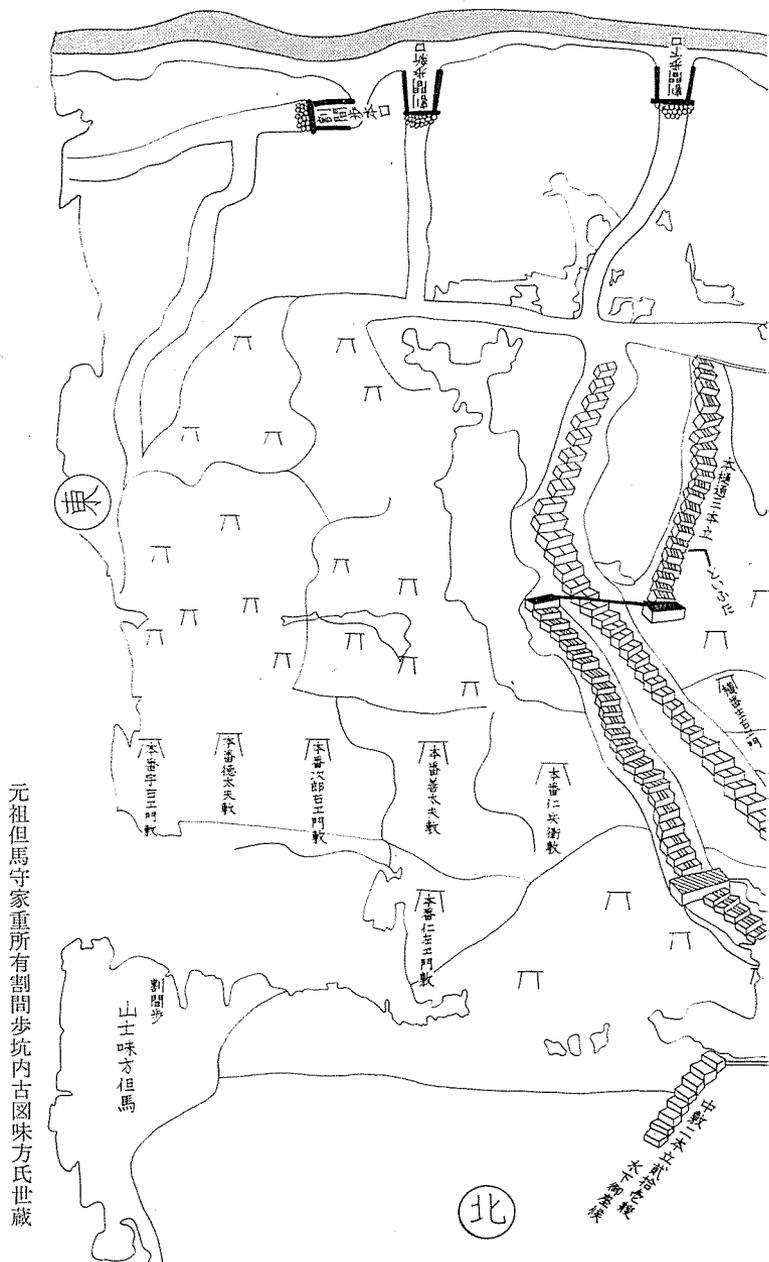
『佐渡風土記』の慶長八年の条に、大久保長安の佐渡支配が始まったことを記し、「割間歩始ル」とあるが、おそらく前掲の味方氏の由緒の類に従ったものか。味方氏に所伝した『割間歩覚書』は享保三年頃に書かれたと思われるが、「割間歩之儀百十年已前間宮新左衛門様御仕置之時分より立始、其以後百年已前午年^{○元}豊部藏人持分ニテ稼候へ共水敷ニ罷成大分損領仕、稼申儀不罷成、御山差上可申由御公儀様ニ御断申上候所」但馬がこれを引請けた次第を記している。但馬の割間歩稼行までの顛末の記述は、この方が的確であるが、割間歩立始めの百十年已前とは慶長十三年に当り、間宮直元の支配は慶長十八・十九年であって相応しない。さらに、また割間歩は慶長十六年渡部弥次右衛門が開発したという説もある。¹¹

慶長年間の割間歩稼行関係の史料として、『川上文書』の

内、七、一〇、一一号がある。割間歩はおそらく慶長十二年春には、かなりその以前より掘られていたことが知られる。この春には一〇日に鱧二千荷を掘り^{三八〇}、翌年春と思われるが一〇日に千荷余を出し、平均一荷につき吹銀二〇目余あつた^{一五〇}。さらに慶長十四年と推定されるが、某月鉢況好転して一番に上鱧七、八十荷または百荷を掘ったという^{一六〇}。以上は割間歩本舗における事実である。佐渡では前述したように荷分け公納であるが、荷分けに先だち通常は毎月朔日、十一日、二十一日に荷作りが行なわれたので、一月を初・中・末の一〇日ずつに三分し、一〇か日間の掘荷について公納分・山主分等を分配したのである。また、一番とは大工の坑入りの交替順番を示すので、一番大工の掘荷数をいっている。¹² 本舗内の掘場として、七兵衛舗・五兵衛舗・太兵衛舗等の名が記されている。

本舗内より多数の横相^{横番ともいう}が切られた。山田横相・新横相・治介横相等は、慶長十二年以前にすでに切られていたらしい。新口とよばれた坑があり、これは本口即ち本間歩に対し、新しく掘った坑口らしく、これも慶長十二年以前に工事されたようである。

味方但馬と割間歩（小葉田）



慶長十二—十四年のことで、その前後は不明であるが、左の通り出荷が記されている。

新横相 八〇〇 荷余 ^{一六〇} 一、五〇〇—一、六〇〇 荷 ^{四一六}

山田横相五〇〇—三〇〇 荷 ^{八一}、 五〇〇—一、六〇〇 荷 ^{四一六}

新横相・山田横相・新口の三より、一、五〇〇 荷余 ^{一八〇}、

一一、五〇〇 荷余 ^{一八}とも見える。このほか、慶長十二年春、慶長十四年頃にも横相を諸方に切らせており、間切のために一尺の火繩番を立てたという^{六三〇}。慶長十三年二月新横相を掘り進めて、七兵衛舗の上方一長のほどのところへ抜き、一番に一四〇—一五〇 荷を出した^{四七〇}。この頃と思われるが、新横相より五日に二六〇〇 荷を出し、上鏈二荷を間吹したところ吹銀七三〇目あり、未曾有のことだと報告している。^{四七〇} 間吹は常を実施されており、一荷即ち約六貫目の鉱石よりの出来銀を調査するのである。本舗よりの上鏈三七〇目余^{一一}、二二〇〇目余^{二二}というような報告もある。

割間歩の大水貫は、慶長十二年以前に掘られていた。味方氏所蔵に元祖但馬守家重所有と伝える『割間歩坑内古図』がある。この図は但馬時代のものと考えて差支ないように

思われる。若しそうであれば、鉱山図としてこれだけ精細なもの、これ以前には見出され難い。この図によると、

間山御口屋即ち間山御番所と左沢の水流を隔てて、左沢の上手即ち東より割間歩本口・同新口・同下口とあり、御口屋対岸のやや下手に割間歩大水貫が開坑している。慶長十二年以前すでに掘られた大水貫は、この大水貫に当ててよいのであるまいか。割間歩本口は本間歩の四つ留口であり、同新口が前述の新口と考えることが出来る。

慶長十二年に御番屋(所)の下よりの割間歩或は大横相を切り進めたことが見える。同年秋頃には治助(介)横相の下まで切ったこと、またこれと前後して山田横相の下を掘ったことが報告されている。そして山田横相の下では御手大工即ち公費支給の大工を使用したらしい。この工事は、岩盤が軟かで、一か月一〇間も進むとも記され、明年三月までに大水貫へ貫ける見こみ、或は御渡海以前に大水貫へ打貫くことが出来るとも記している^{七〇一、七〇九、七〇四}。御渡海とは、慶長十三年二月長安が佐渡に渡った事実^{七〇四}に当るものである。この御番所の下よりの割間歩とは、『坑内古図』に記す割間歩下口に当るのではなからうか。慶長十一年に、

間山番屋下よりの割間歩の山主越前兵左衛門・善兵衛に鍛冶炭を支給している事実があるから、同年以前に開坑したものである。

慶長十二年春に、新樋道を切らせたことが見える^{一〇六}。慶長十三年春の報告の一項と思われるものに「間之山わり間歩新樋道去年極月打ぬき申候て、^(樋)といたて申候所ニ一段と水へり申候、はやとい十九丁たて申候、かやうニ御座候へ、近日本敷へ水とりつけ可申と存候」とある^{一〇八}。この意味は樋を立てるために樋道の坑を掘って、春より着手し十二月に完成し樋引によって減水した、現在一九丁を立てたがこれは一九丁を以て、近日中に本舗廊下に揚水して排水できよう^{笠を廊下こ}装束する^七、というのである。

年次は不明であるが、本舗の切羽に過分の出水があり、このため大水貫大棚の下涌上り・山田横相・新横相の溜水は過分に引いたという^{七五}。これは本舗の切羽が深く切下げられていたことを示している。涌上りとは宗徳涌上り間歩のことで、栄えた間歩の一であった^{七〇}。田中宗徳の名を負うた間歩で、その頃割間歩内には含まれぬが、近接していた。

以上の通り、割間歩は、慶長十二年には、開坑後すでにかなりの歳月を経ていると推定出来る。慶長八・九年、或いは同六年の相川開創時代にまで溯ることも可能であろう。

三 味方但馬と割間歩

元和四年閏三月但馬は割間歩を引請け、自分山として稼行することになった。これまでの山主豊部藏人は、はなはだしい涌水の処理に窮したのであるが、代わった但馬は樋数二六〇艘余を立下げて深い底部の採鉱に成功したと伝える。豊部氏の使用したのはかな桶であったが、但馬は手代の中に工夫するものがあって寸方樋^{すっぱ}を造り水を汲み上げたという。かな桶とは鉄輪をかけた木桶であろうし、寸法樋は手動衝き樋で近世の諸鉱山では広く使用されて普通に樋とよんでいる。『割間歩覚書』などに、この時始めて但馬の手代が樋を創始したように記しているが、それはもちろん誤りである。院内銀山でも、すでに元和以前に樋が盛んに使用されており、佐渡の技法が院内におくれることはあり得ない。すでに述べたように、慶長十二年に割間歩内では樋道を掘り一九本の樋を立てて揚水している。また、

向山の弥次兵衛間歩は本鋪が久しく水没していたのであり新樋を取付けたこと^{七〇}、同所の遊白間歩も本鋪に樋立てして採鉱増進したこと^{六〇}などが見える。その年月日は確かでないが、慶長十二―十五年であることには相違ない。

『割間歩坑内古図』によると、小風呂鋪で二本立三六艘、中鋪で二本立二二艘を装置し、それで引揚げた水を三本立九〇艘で揚げて疏水坑へ導いている。この疏水坑の新間歩水戸口は但馬の時掘られたと考えるが、それまでは大水貫を利用したのであろう。二本立・三本立は樋を二本・三本ずつ並べ立てることであり、艘は請舟^{樋で揚げた水が注ぎ込まれる箱}を指すのである。

『佐渡風土記』に、元和六年の在番奉行竹村嘉政より老中へあてた書状を引いて、極月中一〇日割間歩より鍾一万二〇〇荷を出し吹立も一段良好であると記している。元和七年に江戸宗遊・味方与次右衛門が御直山として元和三年以来稼行していた間山^{間山}柵際間歩が、但馬の稼所へ打貫いた。長安時代の例では、かかる際は自分山を取上げ御直山としたというが、鎮目惟明・竹村嘉政兩奉行より江戸へ伺いをたて、自分山を一律に取上ぐるは非分のように思われるが、

この度は但馬稼所はけだえ障りのある場所、この打貫は煙貫の作用をなし、けだえの憂を無くしたから取上ぐるも苦しかるまじき旨を告げた。しかし老中より御直山の稼所もすべて但馬に与えよと指示あり、但馬は元和三年より五年間御直山として投入された公費分を上納したという。

後世に割間歩の惣圖として、宗遊之口より七枚棚までという表示がある。宗遊の口^{釜口}とは、江戸宗遊の切ったものであろう。割間歩本口の西、左沢の北にある。『割間歩覚書』によると、但馬のとき宗遊釜の口、廊下を銀三〇貫で買求め、以後割間歩領となったという。元和八年、水替経費が莫大であるため、但馬は水貫間切を工事した。高一丈五尺、横一丈三尺、長一九〇間で割間歩へ抜き、自費銀一、一二〇貫を投じたという。このため樋三六艘^{一四艘}を節減したと伝える。『坑内古図』の大水貫口より西方の下流に開口している新間歩水戸口がこれに当るのかも知れぬ^⑧。

萩野文庫に二月二十八日付在府の奉行鎮目氏より佐渡在番の奉行竹村氏あて書状、三月某日付のやはり鎮目氏より竹村氏あてと推量される書状がある^⑨。この両通はともに元和六年と推定されるが、割間歩より極月^{元和}癸未^{癸未}一〇日に三千

八百荷が出た報告を受けたことが見える。さらに二月の書状には、京・伊勢・三河・遠江等は去年凶作のため米価高く、江戸でも現在小判一両に二石、悪米で二石四斗もし、佐渡のみは安くて本年は越後諸藩より佐渡へ米を送らぬであらうし、越後・庄内より米買いを計ることが肝要であると述べており、三月の書状にも「越後にても米高直之由申候、当年ハ諸国之米高く御座候、上方も大津にてハ銀老奴ニ四升一合売候へしと存候」と記している。また、二月の書状には味方但馬が未だ江戸に到着せぬとあり、三月の書状には下着したと報じている。

『味方文書』には一〇通の但馬の書状が残っている。極月十日付の村井宇右衛門・山田孫兵衛あての但馬の書状は元和五年のもので、村井・山田は但馬の手足ともなった手代である。この書状に「多田銀山之儀、勘定未不相済候間、年内下不申候、佐野主馬殿爰元ニ未滞留之故、我等も京都ニ逗留申候、正月中ニ江戸江罷下、多田之儀勘定仕廻、二月ニハ早々罷下可申候間可心安候事」とあって、但馬が摂津多田銀山稼行に関与したことが知られるが、さらに「甚右衛門ニ銀子貳十貫ほど持せ候て越中へこし米かいこミ可

申候、爰元も米あかり申候間、来年ハ米たかくなり可申候云々」と越中へ米買に赴くことを指示しているのは、前の鎮目氏書状に見える米価高騰の事情と相応しており、「十月弥山盛候而鏈大分ニ出申之由」と割間歩の盛況に満足の意を表している。ついで正月五日付の宇右衛門・孫兵衛あての但馬書状に「旧冬江戸へ越申度候へんも寒中養生申候て下候へんと存、未爰元ニ逗留」とあり、元和六年京都より発信した書状であることが知られるが、さらにまた「山之儀不相替盛申候之由、一段と満足仕候、それニ而京藏人、又ハ何も望候者有之之由申被越候、何之人何角申候ともかない申ましく候、今月中ニ江戸へ罷下、市左衛門殿○鎮目氏ニ申入候而談合可申候」とあり、なお語を続けて竹村氏は二月には江戸へ越すはずであるから江戸で談合し、その上になお強いて申すものあれば、江戸町奉行衆へも告げ、將軍に上申するとまで述べている。これは割間歩繁栄のため、他の山主にして稼行を希望するものがあるという佐渡よりの報告に対し、但馬はどこまでも同間歩を保持する決意を述べたのである。これに対応した内容を語っているのが、八月二十七日付の樋次右衛門あて但馬書状で、元和六年のもの

て江戸より発信したものとと思われる。樋次右衛門は、宇右衛門・孫兵衛に次ぐ手代である。この書状には八月初一日の出陣七千荷余という報告に対し満足の意を表し、また「然者今度蔵人・宗遊手代の者、爰元へ被越候由、何様之事申来候ても不苦存候間、可被御心安候」とある。先きの書状に京蔵人、この書状に蔵人とあるは豊部蔵人のことで、元和四年閏三月まで割間歩を手がけていた山主である。また宗遊は江戸宗遊で、但馬のとき割間歩領に編入した棚際間歩を味方与次右衛門とともに掘っており、そのみでなく蔵人の以前にやはり割間歩を稼行していたと推定される。彼等が割間歩の盛況を見て、但馬の手から奪取を計画したのは、このようなもの山主としての経歴を持つことを一根據としたわけであろう。

『佐渡風土記』の元和六年の条に、四月朔日付の在府の竹村氏より在番の鎮目氏にあてた書状を引用しているが、割間歩の荷分けについての所見を述べている。

割間歩之義存寄之通有様ニ可申由被仰越候間、大方先書ニ申

入候、荷分之義千荷之内ハ四ヶ一、千荷之上ハ三ヶ一被召上候

間、宗遊望申時三ヶ一ニ御定メ候得共少出候得ハ、四ヶ三被下

候、然時ハ多少ニより御差引被成候而、式千荷之上ニ成申候ハ、又四六ニも成可申所、去年八月より大分ニ出申候得共三ヶ二被下候、何之道荷分之義ハ御直シ可被成候、申ニハ不及候得共、樋之入目大工前御勘定被成、鏈分ヶ之儀被仰付御尤ニ存候

これは鎮目氏より割間歩の荷分けについて意見を求めたに対し、竹村氏が答えたものであるが、佐渡の荷分けを具体的に説明した史料としては現在知られる最初の一つである。なお、この書状は宗、遊がかつて割間歩を稼行した事実をも示している。霜月二十八日付の樋治右衛門あての但馬書状に「然者鏈分け前の儀三ヶ一ニ被仰、分前御直し被下候様にと御訴訟^(字)う右衛門・孫兵衛申上候へハ、今之砌ハ相待候へ、重而御分別あられ可被下由尤候、市左衛門様此地に被越被成候者、左様之儀申上、以来までも分前之儀御定め被下候様ニ可申上候間、可被御心安候」とある。これは元和六年に江戸より発信したものである。さて、割間歩の出陣は、その頃一〇か日に二千荷をはるかに超過していた。千荷以内は四分の一、千荷より二千荷までは三分の一公納が原則的に行なわれたようであり、二千荷以上になれば四六の歩合即ち四割公納を考慮してよいということであった。

しかし割間歩では三分の一公納が実施されており、そこで宇右衛門等より公納歩合の変更を鎮目奉行あてに申出たのである。ところで鎮目氏は直ちにこれを採上げず更めて考慮しようということであり、この報告を受けた但馬は、鎮目氏の上府の時に、この件を申入れて歩合の決定を求めようと返答したのである。宇右衛門等の歩合変更の申出は、つまり四六法とすることである。『佐渡風土記』元和六年の条に「割間歩味方但馬自分山ニ而候時、鍾分ヶ之儀四六ニ被成下候様手代宇右衛門願書有之」とあるのは、右の事実を指している。このように公納歩合の増加を進んで願ひ出たのは、割間歩が繁栄してもとの稼行山主のうちにその奪取を熱心に画策するものがあつた事情にも依るのであろう。元和七年のものと思われる八月八日付の宇右衛門・孫兵衛あての但馬書状に「先度藤右衛門参候て其地山、前かとのことく鍾わけ被下候由一入満足」とあつて、三分の一公納の線は動かかなかつたらしい。

さて割間歩は宗遊・藏人さらに但馬と自分山として稼行されており、公納の歩合は御直山と比較した場合に、当然に異つた原則があるはずだと思われる。この後に自分山の

場合に、水替・切延^{ウツ}その他の経費の多少により、また他方に出鍾の情況と併せて、公納の免除や極めて低い歩合とすることも少なからず見られる。しかも自分山の比重はだいに低下して御直山が佐渡の主流を占めるようになるが、中期以後には御直山では四分公納・五分金子・一分山師といった歩分が標準的なものになるようである。これらの問題はまた別に詳しく考察しようと思うが、割間歩の荷分けと対比される初期の御直山においてはどうかであろうか。

『佐渡年代記』『佐渡風土記』の寛永二年の条に、在府の竹村氏より在番の鎮目氏へあて、荷分けの主旨について書送つた書状の概要を載せている。これによると、荷分けの主旨は、先年田辺宗政^{慶長十八元和三}の規定では、通例は出高の半分山主へ宛行い、出水ある間歩は人夫の出費が多いから三分の一公納、三分の二を山主へ与えた、しかし上田久七間歩・斎藤嘉左衛門間歩^⑩などの栄えたとき、三分の二を公納とし、三分の一を山主の得分とした例もあり、けたへの下の庄右衛門間歩は湛水の処置が困難なため、四分の三を山主へ宛行つた例もあつて、事態に従つて処理すべきであり、従来の規定に拘わり公納を多くすれば経営立ちいかぬ場合

も出来るから臨機の取計いがよいという意味のものである。これは御直山の荷分にかかわる手法と推定されるが、割間歩の荷分けに比較すると、良好な間歩では半分—三分の二の公納となっていて、はるかに多い。

前掲の八月八日付の書状によると割間歩の情況に面白くないものがあり、但馬は至急に情況の報告を求めており、また「山之儀ケ代い（氣絶え、つまり換気が行われぬこと）申之由、うけたまり無心元存候」と記している。同年のものと思われる樋治右衛門あての八月二十日付の但馬の書状にも、割間歩のけだえの報告をうけ心配であると述べ、手代等の才覚で処置も出来たであろうといい、宇右衛門等に鉦況を報告するよう伝えさせている。宗遊等の切山（間歩）が、但馬の稼所へ貫けて、そのため換気坑の作用をなしたというのは、この年のことである。ところでこの書状によると、筆頭手代の宇右衛門が罹病したらしく「山へも無用ニ候、内ニ而養生仕様ニ可被申候」といい、代わって治右衛門に山を委かすと書いている。

卯月十九日の治右衛門あて但馬書状には、宇右衛門が爰元の道三の薬で恢復して、この十七日に湯治に赴いたとあ

る。道三は曲直瀬玄朔であろうし、湯治は但馬もしばしば浴した有馬へ赴いたのであろう。この書状は、元和八年のもので京都より発信したと認められる。従って但馬は元和七年秋冬の頃江戸より上洛したらしい。そして元和九年四月八日歿して、妙覚寺に葬られた。元和後期には但馬は健康を書していたことであり、恐らく佐渡の土を再びふむことなく、京都で生涯を終えたと思われる。

四 但馬の家族と信仰

但馬の子女は『先祖書』に次の通り記されている。



松下主馬（貞綱）の家譜によると、主馬は松下常慶（安綱）

の養子、実は某氏の男とあり、元和四年一四才で大猷院殿に仕え、のち御小姓組を勤め、粟米二百俵を給され、寛永十年二月二百石を加恩、常陸信太・河内二郡にて五百石を知行、万治二年七月二十五日死すとある。味方氏の『先祖書』に、源七郎・主馬・松下常慶の養子、御書院番勤めて五百石を頂戴、歿年の月日も家譜と一致する。^①

正月五日元和六年と推定付京より宇右衛門・孫兵衛へあてた但馬書状に、虎之助より綾嶋の小袖一つ、徳介より黒羽二重の小袖一つを、歳暮に送り届けたことを悦ぶと記し、霜月二十八日元和六年と推定付の江戸より樋次右衛門へあてた書状に、虎之助・徳介・伝蔵いづれも無事息災の由満足であると述べている。極月十日元和五年と推定付の京より宇右衛門等あての書状に「虎ノ助・徳介けがなと不仕候様ニ申付候へく候、虎ノ助公儀無油断させ可申候事」とあり、また「おいね・おつるニ手ならいさせ可申候、乍去むさとしたる人ニハならわせ申ましく候事」とある。伝蔵は徳介の次の弟に当るのかも知れぬ。おいね・おつるは二人の娘である。

但馬家重の跡は虎之助が継ぎ、虎之助の跡は徳助（介）

が継いだ、ともに將軍家に御目見を許され、但馬（守）の受領名を賜わり、紋服を拝領したという。^②しかし但馬の受領名は初代家重のみが用い、二・三代は当時の書状等にも使用しておらず、みな孫太夫の名をもってしている。『佐渡年代記』等にも孫太夫の名で記述されている。

味方与次右衛門は慶長十二・三年頃には下松の大横相を稼行しており、但馬と同時代の著名な山主の一人で、その子孫は代々、次郎四郎・与次右衛門を名乗り、佐渡でも有数の由緒ある業者であった。『佐渡年代記』には、初代与次右衛門は但馬の弟と記している。^③さらに但馬の近親者と思われるものに、味方治右衛門がある。治右衛門は自ら鋌山を稼行した事実は見出されぬが、但馬の死後は年少の虎之助・徳助の後見者の地位にあつたらしく、但馬の兄弟かとも推量される。

但馬は生前に妙覚寺の日奥に帰依しており、元和五年七月には日奥の書いた本尊を受宝している。^④『北龍華由来及沿革』に、この書の編者が祖師堂の建立の条に、次のように註記している。^⑤

私云、味方但馬守願主也、垂木鼻ニ冬三ツ巴紋有是、則味方

但馬守定紋也、一建立之望ニ候所、功德ウスントテ奥師御同心無之、七日之間、説法ナサレ奉加帳被出候由、右之帳序書大意、一カニテ建立セントホツス、然時ハ衆人ノ功德ヲ奪ニ似タリ、依テ諸檀那令動化、同志之仁ハ一昏半錢ニカキラス持參可被致ト云々、此帳近比去方ニテ致一見候

日奥の思慮によつて祖師堂建立は多人教よりの募財により行なわれたとしても、但馬が願主であり建立の中心であったことは確かであろう。建立は、但馬の在世中、恐らくは元和五・六年頃のことであるまいか。^⑤

妙覚寺日奥側の記録では、日奥の師日典が塚原に一寺を建立し正教寺と名付け、弟子日容を住持と定め、その後日賢・日修・日は・日衍と相続した、日衍のとき本寺(妙覚寺)の血脈を改め寺号も根本寺と名乗り勤行等も規矩に背いた、佐渡銀山繁昌し味方但馬が檀那となり伽藍を結構に営んで驕恣の心を起し、その後佐渡の円徳寺等の扱いで日衍は本寺妙覚寺へ随逐して誓文一札を捧げたが、ほどなくまた離反の趣も出来たとある。日典の正教寺建立は天正十八年とする。^⑦ 佐渡の寺社帳の伝えるところは、天正十五年妙覚寺日典佐渡に渡つて塚原に根本寺を開基した、しか

しこの地には古くより正教寺があつたという。根本寺祖師堂は慶長十二年九月に有力な山主の一人の備前夕白の建立、また、釣鐘は元和七年八月味方但馬・村井宇右衛門・山田孫兵衛・下野藤左衛門の名で寄進したことは確かである。^⑧

三月二十一日付の日領あての日奥の書状に、佐州塚原においては邪義の止まぬことを咎めて鎮目市左衛門・味方治右衛門等が種々意見を加えるも随わぬことを記している。

この書状はおそらく但馬の死後の寛永元年頃のものである。^⑨ 『味方文書』に、二月十六日付の村井宇右衛門・山田孫兵衛にあてた在府の味方治右衛門の書状があり、これも寛永元年のものだと推測されるが、「尚以妙覚寺御上人様當年ハ御下なく候よし得其意申候」と述べている。妙覚寺御上人は日奥のことであり、当年は佐渡下国せずという報告をうけたことを意味しているが、これによると日奥はこの近年にも佐渡へ渡つたこともあるらしく思われる。

但馬や治右衛門が日奥に帰依していたことは確かであるが、根本寺が妙覚寺より離れていく傾向にもなつて、二代家次以後はまた妙覚寺との関係が疎隔したらしい。家次以後の墓碑は根本寺に現存している。^⑩

五 但馬の跡職相統の経緯

元和九年四月但馬が歿すると、家督は虎之助が嗣いだ。

寛永元年五月十六日付の在番鎮目氏より在府の竹村氏へあてた書状には、味方但馬の子虎之助稼行の割間歩はしだいに深くなり旧冬より鍾の銀目も不足であるが、山主も出情普請に努めているから、やがて良鋳に逢うであろうと述べている。また同書状によると、竹村氏より但馬の書置いた内容を、手代に尋ねて江戸へ報告することを依頼されたらしく、鎮目氏より宇右衛門・孫兵衛に対し、治右衛門の裏判あり糊づけに封印した但馬の書きものをそのまま江戸へ送ることを勧めたところ、宇右衛門等は「虎之助為に大書の書物＝候間、海上を越申候如何之由」申したので、鎮目氏封を切り文書を写取り、包紙を添えて江戸へ進めることが見える。そして、竹村氏に対し治右衛門にその印判に相違ないかを確めるよう書添えている。この但馬の書置いたものは「金銀山後業の大法」、つまり割間歩などの発展の方策を述べたものと伝える。前掲の妙覚寺上人の消息に触れている味方治右衛門の書状に「割間歩銀目すくなく候之

由もくろくのぼりて見及候」とあり、その目録を鎮目氏にもお目にかけるといい、鎮目氏は三月十日頃佐渡へ渡海する予定であると述べている。この書状は前に推測したように寛永元年のものと認められるが、治右衛門が但馬歿後に味方の家に対して重要な地位にあつたことは明らかである。

『味方文書』に、六月十八日付の味方孫太夫あての鎮目氏の書状があり、その中に先月二十八日秀忠が江戸を出発し上洛の途についたことを書いているから、寛永三年のものなることは明らかである。そうすると、宛名の孫太夫は三代の徳助ということになる。徳助は寛永十九年四月十七日三十二歳で死、虎之助は寛永二年八月二十二日十五歳で死というから、同年の出生となる。

虎之助と徳助は異腹の兄弟らしいことは後にも述べるが、若い徳助と譜代の宇右衛門・孫兵衛との間に対立があり、それは徳助の家業相統をめぐって紛争らしいものがあり、それに関連あるのでないかと思われる節もある。

鎮目氏の書状は、このような機微にもふれて、若い孫太夫に対して懇情を傾けて訓諭しており、鎮目氏の資性的一端が流露しているものといえる。

西山丹波殿其地に御越候間、一書令啓候、○中略 貴殿御息災
にて御座候由珍重ニ候、然者わり間歩普請宇右衛門・孫兵衛精
入候故、大水貫漸近寄候よし大慶ニ候、不及申ニ候へ共、山へ
節々御見廻候而万事之様子、宇右ニ談合被成、それ〱下知
專一ニ候、はやはや貴殿も成人之儀ニ候間、間歩などの事も能
く御存知候て可然候、將又此度者折々御煩候つるか、当夏はい
かとや無御心元候、必々酒ヲ御過し候て可然候

さらに語を続けて、脇より養生のことを申すにしても、
自分の分別こそ第一で、それがなくば効なしとし、「是非共
〱無為にてわり間歩ヲ仕とげ御奉公」の心がけ肝要と述
べ、「何かとわきにて申候共、定而宇右、孫兵へふさた有間
敷」、この譜代の手代に隔意なく間歩経営を信任すべきこ
とを繰返して記している。また、この書状により味方治右
衛門が六月に江戸より上洛したことが知られるが、治右衛
門は六月二十八日付で京都より鎮目氏へ書状を寄せて、孫
大夫若きものにて、「且那樣ならてへ左様之儀可頼奉方御
座なく候」とて訓戒を与えられんことを惴望しているが、
その中に、また佐渡よりの最近の便にて、大切山も近日抜
けるはずで来月中には成就しようという消息を伝えている。

大切山は、鎮目氏の書状の大水貫のことである。同年八月
二十七日、恐らく、鎮目氏がかつて元和三年ともに金銀山
仕置のため佐渡に渡ったことがある、当時上洛中の井上新
左衛門あてに佐渡より送った書状があり、「味方孫大夫割
間歩も古山にて敷深罷成、鍾一十日ニ漸式千荷之内出申、
入用にも不足ニ御座候へ共、孫大夫・宇右衛門・孫兵へ間
歩ニ然と相話かせき申候ゆへ、水抜近日貫逢可申候、左様
成候者随五十たけ^(長)之かはひニ罷成、手廻し能可有御座候間、
次第ニ鍾出増可申と存申候」とある。^③鎮目惟明は寛永四年
七月十四日任地佐渡で卒したが、彼の在任一〇か年は佐渡
金銀山の最盛期といわれる。『佐渡年代記』には「此人剛
直にして然も慈愛深く州民今に至て其徳を慕う」と評して
いる。

鎮目氏の歿後、村井宇右衛門・山田孫兵衛は孫大夫を対
手に江戸へ出て訴訟を起したらしく、その内容は但馬の家
産をめぐる遺族内の争い、孫大夫の家業相続の問題、それ
にからんで宇右衛門等との不和などを含むものらしい。寛
永九年八月に幕府評定所の裁決があったが、それは次の通
りである。^④

覚

一、味方孫太夫事、親但馬跡職被仰付候、宇右衛門・孫兵衛を
おとなに仕、但馬時のことく御山可申付事

一、宇右衛門・孫兵衛義、但馬代之ことく御山申付、孫太夫
を但馬ことくに主ニ任可致仕置事、但今度之公事之義不届ニ
被思召候へ共、跡、御山精ニ入御奉公仕候間、被成御赦免、
如前々被仰付候、存其旨弥御山精ニ入可申付候事

一、但馬後家并（十二カ）三に成候弟之儀、内々にて代官指図を以無沙汰
仕間敷事

一、後家只今罷有家屋敷孫太夫へ相渡、孫太夫今迄有之屋敷を
後家并弟に可遣事

一、但馬并虎之助跡家財事、万事孫太夫と虎之助母と半分宛わ
け可申候事

寛永九年申八月廿五日

これによると、孫太夫（總助）をもつて但馬の跡職を相続さ
せること、宇右衛門・孫兵衛を支配人として但馬在世時の
通り、間歩稼行すること、宇右衛門等は孫太夫を但馬同様
に主として仕え、山仕置をすること、但馬後家及び十二歳
の弟は代官（佐渡奉行）の指図通りに孫太夫より扶持し、後家の現
在住む家屋敷と孫太夫の屋敷とを交換させること、但馬及

び虎之助跡家財は孫太夫と虎之助母とが半分ずつ分け相続
するといふのである。十二歳の弟とは、治助を指すと思わ
れるが、彼は元和七年生れで、徳助歿後に家督をついで四
代となつた。但馬後家は治助の生母であるが、徳助の生
母ではなさうである。さらに虎之助母はまた徳助・治助
の母とも別人のように思われる。虎之助は但馬の跡職を嗣
いだが、二年余十五歳で早世した。徳助は虎之助の跡を嗣
いだが、但馬及び虎之助の跡家財の相続分配について虎之
助母、治助とその生母の但馬後家との間に紛争があり、さ
らに山稼行の柱石の地位にある譜代の宇右衛門・孫兵衛は
徳助と融和せず、それらにからんで家業相続の問題にまで
及んで公事に至つたのであるまいか。

このような幕府の裁定に対し、孫太夫と宇右衛門・孫兵
衛（代人）とのより、それぞれ佐渡代官あてに起請文を提出した。
孫太夫は法華信者らしく曼陀羅の裏に血判している。起請
文の前書は、孫太夫の方は、宇右衛門・孫兵衛に対し遺恨
を持たず、親但馬の時の通り万事兩人と相談して山の差引
きをなし、兩人がもし孫太夫に対して不届のことあるとも、
心底残らず存寄りのまま兩人に語り、表裏別心を存しない

とあり、また宇右衛門等の方は、但馬の時の通り孫太夫を主人として談合し表裏別心をいささかも抱かず、孫太夫に不都合のことあるも意見を加えて孫太夫のためよきように計り、山の仕置も万事心底残らず孫太夫に申聞かせて相談するとある。そして、ともに山稼行に精を入れて公儀のため努力することを付言している。

六 割間歩の盛衰と味方氏

割間歩は深く掘下り出水多くなって排水の失費がかさむので、幕府では公費をもって水金沢より割間歩まで四八〇間の疏水坑工事を企て、寛永三年に着工したという。この工事は一三か年を要して、寛永十五年に貫通し、湛水流出して樋三六艘が不要となり、先きに但馬が自力で開鑿した北沢疏水坑による樋一四艘の節減と合せて五〇艘を省略できたという。寛文四年に山主共より書出した『竹村九郎右衛門様御仕置五年之内御直山の覚』によると、水金御直山、山主、中西庄兵衛・下田清左衛門とあり「是は割間歩水貫に罷成、只今御用に立申候」と説明している。これによると、水金間歩の御直山取立は、竹村氏仕置の時代（寛永四

十八年）のことで、この間歩はもと間歩として切られたもので、割間歩の水貫として善譜したわけでない。しかしやがて割間歩と貫通することにより、水貫の作用を持つことになり、水金沢の低部へ開口して割間歩の湛水を落すようになったと思われる。水金御直山はもとより公費が投入されたが、割間歩疏水坑としての完成も公費によってなされたのであろう。寛永三年の六月及び八月に佐渡より伝えられた消息に、水貫が近日中に貫通するであろうとある事実を、先きに記した。その意味は明らかでなく或は但馬の北沢水貫の完成をいうのかも知れぬが、この貫通によって樋五〇長長は丁で樋数をいうが節減できようと記すところを見ると、水金間歩との貫通を指すかとも想像される。

水金沢疏水坑が未だ完成を見ないうちであろうが、寛永十一年涌水がはなはだしいので、孫太夫は銀六七五貫五〇〇目金一萬兩の公金を拝借して樋二六〇艘を仕立てて湛水を汲上げたと伝える。かくて一〇日に出鏈一万荷に達したこともあったが、寛永十三年五月に大雨降り谷川の溢水が割間歩口より流れ進み二六〇艘の樋も水没した。寛永十八年六月にも洪水となり割間歩内に水落ちこみ、小坪とよぶ上部

の掘場より上層のみ掘ることが続けられた。しかし孫太夫は寛永十九年十一月には拝借金を皆済したという。由緒書によると、孫太夫家之（徳助）は、同年四月十九日病死し、治助（家守）が家督を嗣いだことになっている。ところで、寛永十八年九月に下り松の明石久右衛門間歩と源左衛門間歩の間に領地境の争論があり、山主二人が双方に分れたというが、その山主のうちに味方治助の名が見えるから、治助は同年中に家業を嗣いでいたらしく思われる。

寛永二十年二月奉行伊丹康勝は、割間歩を御直山としたが、以後寛文初年にかけて割間歩は少なくとも五度御直山となった。但馬以来はじめて御直山とした理由は、この頃金銀山しだいに衰え山主の中に渡世を失なうものも多く、稼働人で餓死するものがある事情を江戸へ届けたので、割間歩を御直山として普請をはじめて困窮人を人夫に雇用し一日に米五合ずつを扶持させたというのである。翌正保元年秋に治助は自分山を願ったが、一か年足らずでまた御直山に戻った。正保二年五月洪水のため湛水し、樋二五艘を立てたが、入用多く損分大きいと、奉行所より孫太夫に対し休山しては諸人も困るから自分稼ぎの意志はないかと勧め

られて自分山として引請けた。孫太夫は樋七艘を増し、都合三二艘とし、七月より鉆況好転し每一〇日三・四千荷を出した。しかし慶安二年七月頃には、御直山となっており、七月七日大雨で諸間歩浸水し、川添いの町家で流失したのも多かつた。割間歩は幸いに本口の浸水を防止できたが、坑内は川上の諸間歩と疏通している部分があつて、そこを通じて浸水し「樋七本御座候分水仕上申候」と見える。この樋七本とは、正保二年孫兵衛の立てた分に當ると思われる。

孫太夫は自分山として山留平に新切山を掘り、慶安三年五月初一〇日より八月末一〇日まで、每一〇日に千荷以上二・三千荷の鍾を出した。一荷につき印銀一〇匁より一二、三匁平均の売直であつたという。この新切山も御直山になつたが山況悪化し、慶安四年二月また孫太夫の自分山となり、同じ頃に割間歩も自分山となつたらしい。

承応二年春、割間歩の水舗は樋引の経費大なるためそのまま放置し上部のみ採鉆する状態であつたため、孫太夫は大坂より水学とよぶものを招いて水舗の処置を計りたい旨を伊丹氏まで願出た。そして水学が佐渡へ下り揚水を試みたが、これが水上輪による実験である。水学による水上輪

の試用を寛永十四年とする所伝もあるが、承応二年が正しい。水上輪の効果認められたので、孫兵衛はこれによる排水を計画し、その資銀調達のため江戸へ出て親類をも頼み工面するため、佐渡出判の手形下附を留守居役に申出たので、十月に留守居役より伊丹氏あて申し送っている。^⑦

伊丹康勝は六月死し、子勝長ついで奉行に任じた。

山主が佐渡を離れるときは、奉行より出判の手形を受ける例であった。

明暦元年五月に至り、水上輪八〇艘を仕立てて大規模に排水にかかった。はじめは一荷につき二、三匁の鏈を五、

六百荷を出す程度であった。孫太夫は揚水の失費莫大であるため、三千荷までは山神鏈だけを取立て

出鏈二〇〇荷につき三荷

四千荷

あれば十分の一公納のことを訴願している。しかし涌水多く水替経費は当時の出鏈では償ない難くなったので、明暦三年には御直山取立てを願ひ出た。

当時原十郎左衛門なるものが、かねて割間歩稼行を志して、江戸へ出て樋口五郎左衛門を金主とし、佐渡へ渡り和田太郎右衛門を加えて自分山として請けた。彼らは翌万治元年六月より水上輪三六艘を立てたが、収支償なわず二か年足らずで、割間歩を返上し、御直山として孫太夫の

手に戻った。但馬以来割間歩が味方氏の手を離れたのが、これが最初のことである。万治三年四月下旬より孫太夫は水上輪八八艘を仕立て、寛文二年まで相当の出鏈があったようである。万治三年秋頃、孫太夫が出府したことは、奉行御手洗憲明が孫太夫の佐渡帰国に当り、留守居役あてに托した十月二十四日付の書状が残っているので知られる。この書状に「割間歩替儀も無之候由」と見える。味方氏の由緒書によると孫太夫治助は寛文元年四月二十三日病死している。その子が嗣いだようである。

しかし寛文三年になると樋引の出費多く、十一月には御直山を止め、孫太夫は自分山とし水鋪以上の部分のみをわずかに採掘した。この情況を見て、相川の山主・金子・町人等は「割間歩の儀は金銀山根元の敷所に付、たとひ外山は差止候とも割間歩をは取立有之様に」と訴願した。奉行所は訴願の町人代表を一時は入牢まで命じたが、就中山主の一人和田三郎兵衛（十郎左衛門）は再三訴えて止まず、暫らく入牢させた上で、寛文四年より閉門を命じたといわれる。寛文十年、当局はついに割間歩を御直山とし開発を決意し、和田氏の閉門を解いて味方孫太夫とともに山主とし、

その十月より寛文十二年にかけて取明け作業を進めた。この間まず水上輪八五艘を立て、樋引賃支弁のため金銀山出鐘の代銀一貫目につき五〇目を山主・金子より供出させ、また相川町人男女七歳以上につき一人につき銭九文ずつを徴収したという。また寛文十一年には郷中より銀納一貫目につき三分三厘ずつの割で取立てて補助とした。

延宝元年に割間歩のうち諏訪間歩にて、一〇日三千荷余、一荷につき平均印銀一三、四匁の出鐘を見た。なお樋水上輪を一六二艘まで増したが、延宝二年三月二十八日に七枚棚東の方で金子の吉之丞の抱大工喜兵衛なるものが鐘に掘り当り、はじめは一荷につき銀一匁七分ずつの薄鐘を五〇荷出す程度であった。ところが四月十二日の初一〇日の荷分けより好転し数千荷を出すようになった。延宝三年にはいよいよ盛大となり、四月の中一〇日分は九七〇〇荷四つ留にて売代銀百七、八十貫となり、七月の初一〇日よりは一〇日出鐘九八〇〇荷余、上鐘は一荷につき一貫四、五百目という未曾有のものを出し、延宝四年四月の初一〇日の例を見ても出鐘八九〇〇荷代銀一五〇貫余であった。水上輪一八二艘で、一艘に三人または四人があてられるから人

夫六百六、七十人、また金子が請ける領地は、普通は二丈余であるが、稼人多く三尺ずつを与えたという。延宝三年一か年の出鐘高二七万荷余、代印銀三五〇〇貫余という。また、延宝三年より同五年まで三か年の出鐘高は六五七、〇〇〇荷余で、内二六六、二三〇荷、代印銀二、一九六貫八〇〇目余が公納分である。^⑧これは平均して、百荷につき二荷の山神鐘公納と四六の歩合の荷分けとなる。さらに曾根吉正支配の寛文十年より延宝七年まで一〇か年曾根氏は延宝八年二月御作事奉行に転ずの計算は

出鐘 一、三七一、三三三荷

公納 五三一、〇七九荷 代後藤銀三三八九貫六九二匁四分

となっているが、割間歩一山へ投入した公費の銀高が、三、四八五貫九六〇目で、差引一九六貫二七匁六分が損銀となっている。つまり、荷分け公納の収入のみについて計算すれば、水替をはじめ経費が大きく、支出超過となったのである。^⑨

寛文末より延宝初めにかけては、宗太夫間歩・諏訪間歩の諸舗を掘ったように思われる。しかるに延宝二年に七枚棚の良鉱脈に切付けてから、ほとんど採掘はこの掘場に

集中したらしい。

さて享保三年頃に書かれた『割間歩覚書』によれば、割間歩の立合縣鉾五枚あり、二枚は小風呂立合、二枚は七枚棚立合、一枚は籠屋助九郎立合としている。^④釜口留口を持つ間歩として北沢しも下手より上手へ、つまり西より東へ、諏訪間歩・籠屋間歩・割間歩・七枚棚・宗大夫間歩と数えることが出来る。元和年間味方但馬時代には割間歩内諸舗を稼ぎ、小風呂舗まで掘下げ、ここを中心に採掘したことは、但馬所持と伝える『坑内古図』によって知られる。即ち小風呂立合または割間歩本立合とよばれた鉱脈の採掘である。諏訪間歩はもと信州諏訪出身の山主の切った間歩で、のち味方氏が稼ぎ割間歩領に取入れられたもので、その時代は明れかでないが、寛永以後のことである。^⑤宗大夫間歩はもと宗大夫という山主が開坑したもので、片山勘兵衛がその跡を稼ぎ行したが、涌水のため放棄した。しかし味方氏は種を立て排水し、これまでの水舗の部分^⑥を領地として掘り、片山氏は一時その上部のみを掘ったが、それも中止していた。寛文十年割間歩を御直山としたとき、奉行曾根吉正は宗大夫間歩を割間歩に属せしめた。宗大夫間歩内の東小風呂舗

は盛んな掘場であつたらしく、これに対し、但馬以来の割間歩内の小風呂舗は、西小風呂舗とよばれたようである。^⑦

『割間歩覚書』に小風呂立合二枚というのは、東西小風呂の鉱脈をいうのであろうか。

延宝五年秋以来、割間歩の出鍾は少しく減じ、同六、七年、なお多少の衰えを見せたが、七年五月水上輪一八二一八四艘、樋引人夫五九四人を使用したという。延宝八年六月新任の奉行鈴木重祐相川に入り、樋引賃銀として相川の町人別に徴収していた出銭を止め、割間歩出鍾の荷分け歩合を改め、公納分を軽減したらしい。^⑧これまでの荷分は四六であった。同年七月末一〇日の出鍾高は二六〇〇荷余といわれ、一か月に八一九〇〇〇荷と推測されて、延宝三五年の盛時より、荷数で三分の一に減じているので公納分を軽減したのであろう。

しかるに、同年八月十一日大雨降り洪水となり、山内の役家・人家も北沢・濁川沿いの人家もすべて流失し、諸間歩の浸水は割歩内へ廻流して一八二一八四艘のうち一五四艘が水没してしまつた。当局は懸命に復旧に努め、残樋を加えて一四二艘一四〇艘とも一四二艘ともいうまで立下げた。「割間歩水敷にて

御損多しといへとも休山となりては相川市中立行兼る」ため、天和元・二年は樋引賃銀二〇〇貫ずつを地方物成中より支出することとし、天和三年にも同額の支出を継続することにした。しかし樋数はしだいに減じ、天和三年閏五月には一〇四艘となり、同月十三日出水のため三二艘が水没し、元禄初年には五八艘に減じていた。

元禄四年四月新任の奉行萩原重秀は渡海して、山主等より諸間歩の状況を報告させ、また金銀山開発の意見を聴取して、積極的な振興策を打出すことになる。このとき孫太夫等より提出したと思われる訴状によれば、第一に割間歩は現在五八艘の樋引で稼行しているが、なお一六艘の仕立を許されるなら「七枚棚敷通并に東西の引立(立合)残りなく出申す」こと、第二に主兵衛坂下より割間歩へ水貫を切つて五〇艘目へ切貫く積りに計画されたことを述べている。元禄四年七月二十五日に着工した南沢大疏水坑、これは振矩師静野与右衛門の測量による近世の佐渡における代表的工事であるが、右の訴願の第二に応じたものである。ただし、南沢疏水坑の完成は割間歩内の樋四〇艘を不要とし節減したに留るから、割間歩における水との苦難の戦い

はその後も継続されるのである。(昭和四〇、三、一九稿了)

① 『佐渡年代記』『佐渡風土記』は本論に多く引用する。佐渡郡教育会昭和十年刊『佐渡年代記』は慶長六一(天保六年)は佐渡支庁本、天保七一(弘化三年)は鶴岡文庫本、弘化四一(嘉永四年)は荏川文庫本を底本とする。佐渡支庁本は奉行鈴木重頼の命で慶応二年六月儒家門山眞北が序文を付したもので一九巻あり、眞北の序文によれば、この書は鈴木奉行が元奉行山岡景恭より贈られたもので山岡氏が佐渡在任中書写せしめたもの、安政年中火災のため奉行所蔵の年代記を失ったので、鈴木氏はこの書写本を収蔵させるとともに属吏某に命じ天保以後のことを続修させたことが、記されている。佐渡教育会刊本の教育会長の序に、萩野由之博士の説を引き「嘗て眞北よりきくころなりとて曰く、佐渡年代記は、西川明雅の書きしもの若干巻ありしを、明雅歿して後は、原田久通が書き続けたる也と、博士之に附言していふ、按ずるに、明雅は安永七年に生れて、天保元年五十三歳にて歿せし人なり、年代記は天保九年戊戌までであるもの最も多し、されば原田氏の書き続けたるは何れの所よりか詳ならず」とある。京大国史研究室蔵『佐渡之夢』八冊は実は『佐渡年代記』に外ならずして、天保七年までの記述あり、村岡良弼氏旧蔵本で、佐渡の組頭三輪氏の書写したものである。明治二三年九月、萩野博士が同書を借覽返還したとき添えた書状を村岡氏が巻末に朱書している。同書状に「年代記ト申ハ天保中初年ニ歿セン佐渡ノ学者西川明雅ト申ガ書綴候モノヲ又原田久通カ書続キテ余カ見タルハ天保九年マテ御座候、帝國大学ノ本ハ天保六年マテアリ、又一本ハ天保四年マテアリ、何様其人ノ年代マテ書キ置キタルナランカ、生ノ郷里(佐渡)ニアル者ハ九年迄有之候ハ原田カ被官人等帰國後ニ書ツキ候モノニテモ可有之事ト相考申候」とある。明治八年佐渡支庁より鉱山関係の旧記類の提出方を回達し、そのうち参考となるべきも

の書写したが(写本は三菱鋦業佐渡鋦業所に引継ぐ)、その中に『佐渡年代記概要』と題し、奉行所蔵の『佐渡年代記』より要を抄出し、天保十一年九月記之と見えるものがあり、付記して「此本の撰者尋しに左の書付出之」として、まず次の記事がある。

「是者延享三寅年初而筆を立最初者風土記之格ニ相認、其後年代記ニ相撰、宝曆八九之頃迄追而書残候処、私撰者勿論跡々ニ至り候者、自己之手扣同様公私煩雜ニ相認候儀御座候」

これは年代記でなく『佐渡風土記』に関する記述である。『佐渡風土記』について、佐渡郡教育会昭和十六年刊本の巻初に収めた明治三一年秋野博士稿の文に詳しい。同書は通常は三巻より成り、上巻は佐渡関係の歴史事実を配列し、中、下巻は天正十七一寛延三年の年代記の体を成したものである。編者は永井半十郎次芳、寛延三年の成稿で、上巻記事毎に延享三年丙寅までを幾年と記したのは起稿が同年にあることを示すと思われる。次芳の後裔永井氏の蔵本は六巻本で第六巻宝曆八年以後の記事もあるようだが、これは追筆であろうし、前掲の書付の記事にも吻合する。書付に右の書の編者として、延享頃の諸帳面手形改役で宝曆頃の山方役永井四郎兵衛と記すのは、次芳の誤りで四郎兵衛仲雄は次芳の養父である。書付に続いて、「右者(四郎兵衛)宝曆之後病死(次芳は宝曆十四年二月死す)仕候ニ付、其後ニ至、書継候ものも有之候得共、是又連続不仕、勿論文意最同様ニ付、当時之年代記都合ニ相撰置候へハ叩好之節入御覽候而も可然趣、文政七申年泉本正助殿御在勤之節御覽有之、其節取調候もの

広間役 西川藤兵衛

天保二卯年迄相認候処、同年病死仕、其後者広間役助原田次郎左衛門書継罷在候得共敢而官撰と申之者無御座候」

とあるは、『佐渡年代記』の編集の経緯を示す好史料である。これによつて『佐渡風土記』中の年代記は必しも十分な編集と思われなかつた

ので、奉行泉本正助忠篤は別に年代記編集をよしとする意向を持ち、文政七年より広間役西川藤兵衛(明雅)がこれに従い天保二年まで編記したが同年病死し、広間役助原田次郎左衛門久通(佐渡四民俗の編者)がその後をうけて書継いだ。しかし原田氏が何年まで書継いだかは確かでない。

ところで『佐渡年代記』は、当時の書状・留書・触書等を引用して編述して、編者のそれらの史的解釈や年代の推記などに注意するならば、史料価値は大きい。とくに、当面の近世初期では書状等を転載しているので、これを直接に資用することも出来る。『佐渡風土記』の中・下巻についても、概ね同じことがいえよう。

② 長岡市味方重国氏所蔵、味方孫太夫由緒書同先祖書。この書は弘化四年頃書かれたものである。なお、但馬の書状を中心とする重要文書は、相川町瑞仙寺に寄託保管されていて、昭和二七年八月往訪の際には同寺について一見したが、昭和三十一年十一月には長岡市の味方氏宅にて、右の文書を含めて味方文書を詳しく調査し得た。

③ 『兵庫県実業郡誌』(大正十二年刊)に、元禄頃の編集という実業郡誌を引用するが、これによると、富士野銀銅山は元和より寛永にかけて栄えたという。三方は近傍の千草谷その他の諸村とともに、砂鉄のたたら製鉄が古来盛んであった。

④ 佐渡支庁所蔵『佐渡国誌編纂史料』所収相川神社。光栄山瑞仙寺は南沢中寺町に在り「大野村根本寺末、寛永元子四月八日本山十二世日印上人開基、本願人味方但馬守家政、父但馬守家重菩提建立」とある。

⑤ 佐渡郡真野町 山本修之助氏所蔵。

⑥ 慶長十八年奉行大久保長安歿し、その家臣大久保山城は田辺と改姓、同年渡海した間宮氏とともに佐渡を支配。翌年米倉・河(葛)西両氏も佐渡へ渡つた。間宮氏は同年十二月大阪の陣に死んだ。

⑦ 両書には相川金銀山創業時代の諸事を、慶長九年の条にかけて記載

している。長安がこの年四月はじめて佐渡へ渡ったからであらう。享保九年三月奉行小浜久隆・山岡景頭より老中水野忠之の問いに答えた書状に、

山師所持仕候古き書付吟味仕候処、慶長年中大久保石見守支配之節御直山三拾三ヶ所相立、山師三拾六人老人に付毎年米百俵宛並鑽炭留木蠟燭等被下、其上住所之地子并町役赦免之儀、其後も段々御直山相立候書付御座候、是は山師所持仕候書付に御座候故、體には難申上候得共、古来より所持仕候書物と相見え候に付申上候 以上御直山三六か所取立て山主三六人扶持云々の記事が、これに基づくととは明かである。

⑧ 佐渡郡加茂村和木（現在両津市）川上可一氏所蔵。昭和二十六年七月川上氏宅にて一覽、翌年八月再び赴いて、九冊を借出し、数か月間閲覽できた。これは京大農学部川上太左英教授の好意による。同文書は可一氏の先代が屏風の下張より得たる記録・書状等にて、慶長一元祿のもの、ただ下張としたため大小の紙片に裁断され、これを適宜に二四冊に簿綴したのである。このうち大久保長安時代の金銀山史料として特に貴重と思われるものは次のものである。

- 一号 佐州銀山諸御直山鍛冶炭渡帳
 - 二号 佐州銀山諸御直山蠟燭渡帳
 - 三号 佐州銀山諸御直山蠟燭渡帳
 - 四号 佐州銀山諸御直山鍛冶炭渡帳
 - 七号 御前江上ヶ申跡書
 - 九号 書状
 - 一〇号 御前江言上留書
 - 一一号 御前江言上留書
 - 一四号 間歩口御番衆付取帳
- 右の表題は、留書・渡帳等の表紙紙片の記題に従い、大体その内容

を成すと思われる紙片を集めて一冊としたもので、年代は三、四千年にわたる場合もあり一枚々々について検討を必要とする。留書、跡書は、佐渡の留守居役人より長安の家老あてに、鉱山の状況を報告し、また指示を乞うたものを記録している。

⑨ 佐渡金銀山の間歩経営については、別に考察したい。体系日本史叢書11産業史Ⅱにやや詳しく述べておいた。

⑩ 『佐渡相川砂子』所収の金銀山由来の青盤間歩の条に「慶長九辰九月味方孫太夫開発、其後同苗次右衛門ニ渡リ云々」とあるが、孫太夫の青盤間歩開発については確実といえない。

⑪ 明治八年佐渡支庁にて調査し筆写し、三菱鉱業佐渡鉱業所へ引継いだ記録中に、小川広隆編『割間歩古書類・調書・覚書合集』一冊がある。また秋田常堯編『銀山調書』に、延享二年七月味方孫太夫等より割間歩の沿革と有望な切場所を述べた証文に「割間歩之義百四十五年以前、大久保石見守棟御支配之内、莫大之天盛仕御運上銀差上候ニ付権現様御代山主味方孫太夫被召、但馬と改名被下御紋之御時服頂戴仕候」とあるも同様である。

⑫ 『佐渡相川砂子』所収金銀山之由来。

⑬ 以下、例せば一〇の三八は、『川上文書』の簿冊一〇号の三八枚目を示す。

⑭ 近世初期の坑入交替制は確かでない。中期の実情を記した『佐渡金銀山見立簿内之様子稼方并諸道具図』（住友家修史室所蔵写本）によると、間切大工についてであるが、昼番、夜番に分れ、各一番・二番あり、即ち四交替で、大工は二度ずつ坑入しらしい。

⑮ 火繩は槍皮を打って繩とし、一番の大工の大きが、たとえば火繩五寸或は一尺の腕失間に掘った分と二番の大工の大きを比較し、多き方に褒賞する法で、間切作業の能率を高める法である。

⑯ 寛政七年に書かれた『割間歩調書』に、元和八年但馬自分入用で大

水貫を切り諏訪間歩より割間歩を貫通したとい、また安永二年六月の『割間歩帳付弥次兵衛寛』には「元和八戊戌年味方孫太夫先祖自分之入用を以、水貫間歩之切場所之儀年久敷罷成、委敷難相知御座得共、割間歩古絵図を以考候所、当時諏訪間歩と唱へ候釜ノ口を大水貫と書記在之、右大水貫廊下之内は北沢小通り迄切貫候所水戸口と書付在之候、古書ニも大水貫間歩自分入用を以テ大水貫間歩切候由書記在之候間、髓ニ諏訪間歩之儀ニ可在御座奉存候」とある。これは但馬の切った水貫を諏訪間歩または同間歩へ貰いたものとし、水戸口は同間歩口と考えたのである。

⑮ 諏訪間歩は鎮目奉行仕置一〇か年（元和四―寛永四）中の御直山の一で山主大坂惣左衛門・山根弥三右衛門とある。『割間歩覚書』に、諏訪間歩は諏訪のもの二百間切つて鍵に付捨置いたのを孫太夫様ぞ割間歩領となつたとある。割間歩領となつた時代は明らかでないが、延宝以前であることは確かである。しかし但馬以後らしく、但馬の切った水貫を諏訪間歩と同一視することは疑わしい。

⑯ 萩野文庫は萩野由之博士の蒐集にかかる佐渡関係の文書・記録・編著書類で、戦後に佐渡出身の舟崎由之氏が購入し、河原田町の佐渡高校北校に保管されている。この書状は横帳綴りの留書にある。

⑰ 本書状中に「我等も一段とそくさい候間、可被御心安候、源七も同前二候、御前能被奉公仕候故、細々御小袖其上御羽織など被下候」とあるが、源七は但馬の長子で、松下安綱の養嗣子となり、元和四年より家光に奉仕した貞綱のことである。貞綱の名は主馬また源七郎を称した。『寛政重修諸家譜』四一三巻松下貞綱。

⑱ 上田久七は長安時代に御直山一か所を預けられ、上田久七間歩といふ。鎮目氏仕置一〇か年（元和四―寛永四）の御直山の中に、向岩坂御直山は上田久七・渡辺伝左衛門が山主、また右之沢から屋間歩御直山は斎藤嘉左衛門・原長吉が山主となっている。右之沢甚五間歩は竹

村氏仕置時代（寛永四―八）に御直山となったが、これより先き斎藤嘉左衛門自分山として栄え、一〇月二―三千荷を出した。『味方文書』（寛永三）八月二七日井上新左衛門あて某（鎮目氏と推定）書状に「甚五間歩斎藤加左衛門致し一段盛申」とある。けだへの下の庄右衛門間歩については、長安時代に山主原庄太郎・大坂庄右衛門の庄太郎庄右衛門間歩の名が見えるが、『川上文書』によると、慶長十三年以前すでに移行されたものに、ケ代の下に庄右衛門大横相があり、佐野庄右衛門間歩がある七の八、七の一。いずれも御手大工や蠟燭を給与されていた御直山である。

⑳ この書状に、但馬は江戸衆を抑えて、南部山を金三千両で、ほぼ請負うことになったと告げている。この南部山は南部領朴金山を指す（魚澄先生古稀記念論文集所収『朴金山』を参照）。

㉑ 註⑮を参照。

㉒ 『割間歩覚書』等には元和六年虎之助、寛永五年徳助が御目見を許されたと伝え、『由緒書』には、虎之助は元和九年、徳助は寛永二年それぞれ跡職を仰付られて出府し御目見したとある。

㉓ 『佐渡相川砂子』の山師由緒によると、「石部与次右衛門、越中産、初号次郎四郎、筆道ノ達人則平野仲庵弟子、与次右衛門銀山ニ出精シ禪門名ヲ仲庵ト云、延宝三寅十月廿三日卒」とある。これに従えば、但馬と血縁はないようである。『銀山謂書』には、与次右衛門先祖が慶長九年に青盤間歩を開いたことを記している。『佐渡相川砂子』の金銀山来由には、青盤間歩は慶長九年九月味方孫太夫（但馬）が開発し、その後同苗与次右衛門に渡り、寛永五年より同七年まで大盛りであったという。与次右衛門が慶長十二、三年頃、山主であったことは『川上文書』によって確認され、元和三年以来橋際間歩を切つたこと、これと近い頃青盤間歩を移行したことも事実であるから、延宝二年の死という与次右衛門を初代とするには錯誤があるのでないか。

- ②④ 岡山市古松教会所蔵、藤井孝君より提示。
- ②⑤ 京都市妙覚寺所蔵、この書は元禄五年に編集され、その後も書継がれたらしい。祖師堂建立の本文は、某日記を引用して、「寛永己巳（一六）四月八日当山御影堂柱立、同九月二造畢、日奥上人発起」とあり、この文に編者が註記したものである。ただし祖師堂の建立を寛永六年とするのは疑わしい。
- ②⑥ 日奥の書状によるに、元和二年四月頃より妙覚寺大坊の再興に着手し、元和三年七月には寺の再興大半成ったという。さらに客殿の建立も元和四年十月頃には、ほぼ終ったらしい。岡山県妙覚寺文書四〇、四二、四六号（『岡山県古文書集』第三輯）。
- ②⑦ 『録内啓蒙』巻之廿四。
- ②⑧ 『佐渡国寺社境内案内帳』（佐渡古典叢書第一巻）。この梵鐘は現存する。『味方文書』の（元和七）八月八日付村井宇右衛門等あて江戸よりの但馬書状に藤右衛門が佐渡より上府したことが見える。下野藤右衛門であらう。手代の一人である。
- ②⑨ 『岡山県古文書集』第三輯、五一号。
- この書状にはまた御松坊主（法性寺）の不心得なことを非難している。③⑩ 妙覚寺の『祖師堂靈簿』には但馬の忌日が登録されていることは勿論であるが、二代以下は全く欠けている。寛文四年妙覚寺より塚原山が本寺に対し久々違背する故に、もとの本寺へ随従せしむるよう声掛りを佐渡役人へ申送り、また寺社奉行より塚原山正教寺・御松法性寺・相川瑞仙寺等六か寺は妙覚寺末の由訴訟あり、公儀御帳にも記載あるゆえに本寺へ随うべきことを達した（『佐渡年代記』寛文六年）。同九年には妙覚寺より末寺改めとして役僧が佐渡へ渡っている。しかるに寛文十一年には、正教寺・根本寺と法性寺・実相寺は各両寺一寺で、塚原は一宗崇敬の霊地のため身延山・池上・中山三か寺の輪番所に定

める旨を寺社奉行所より達せられたという。実相寺・本行寺・妙蓮寺（妙輪寺）等同時に妙覚寺末より根本寺末となった（『佐渡国寺社境内案内帳』）。

③⑪ 『佐渡風土記』寛永元甲子年条、『佐渡古史略記』巻七に収載。

③⑫ 『由緒書』では虎之助は寛永二年八月二日に死んでいる。『佐渡年代記』には寛永三年の条に、味方虎之助事孫太夫割間歩仕入金のため江戸へ出て一万兩拝借を願出たことを記すが、この記事には錯誤があるらしい。

③⑬ 『味方文書』にあるが発信人は明らかでない。『萩野文庫』にも写しがある。

③⑭ 『味方文書』には、従上様御書出し之写と寛永壬申八月廿七日の味方孫太夫及び村井宇右衛門・山田孫兵衛兩人より佐渡代官あての起語文、合わせて三通の写しが綴綴されて一冊となっている。

③⑮ 『佐渡風土記』には寛永五年の条に「水金沢より割間歩へ水貫」とある。『割間歩覚書』に、九六年以前子年竹村九郎左衛門様御支配の節公儀入用で一三か年で四八〇間切ったとある。覚書は享保三年の記録で、九六年以前は元和八年、また子年は寛永元年で矛盾する。さらに北沢水貫について、九一年以前戊辰年鎮目市左衛門様御仕置のとき但馬自分入用で切ったとあり、九一年以前は寛永四年、また戊辰年は元和八年でこれまた矛盾する。覚書は或は元和八年北沢水貫、寛永四年水金沢水貫の着工を誤記したのもか、覚書に北沢水貫により樋三六艘、水金沢水貫により一四艘の捨りとなったというのも誤記したらしい。

③⑯ 『佐渡年代記』に、延宝八年味方孫太夫の書出した書付に、前年江戸へ出て屋敷を売払い金子を調達したこと見え、これは承応二年のことかと推記している。しかし『割間歩覚書』には慶安元年（安永四年の覚書には承応元年）に先祖但馬代より持ちえた江戸の家屋敷二軒京都家屋敷二軒を代金四千二百兩に売り、江戸にある伯父と拙者祖父と割

付し、千八百両を割間歩に投じ、樋二六艘を立てたが、大雨降り洪水押しこみ一日一夜で水没したとある。拙者祖父とは孫太夫治助であるが、伯父とは治助の伯父の意味で或は治右衛門であらうか。

⑳ 『佐渡風土記』に、巳(承応二)十月の留守居役より伊丹氏の家老中山重兵衛あて書状を収め、これによれば水学の招聘は承応二年夏頃である。『割間歩調書』に収めた宝暦十一年二月味方孫太夫・味方与四郎・秋田十郎左衛門より奉行所へ提出した覚によると、先年即ち延宝八年頃は、水上輪一八四艘を仕立てたが、今般はすでに南沢水質があり、かつ九尺樋であるから百艘を立てた、七枚棚土底及び諏訪・宗太夫の両間歩も残りなく排水できるとある。宝永年間大阪の泉屋の手代が佐渡を調査したときの記録が、住友家修史室蔵『諸国銅山記』中にあるが、これに水上輪について、「長さ九尺より一丈まで指渡し口にて一尺四寸五分・丸(周圓)四尺六寸、尻にて一尺三寸、九尺一・寸」とあり、「晝夜三替り三人で請取引申候」とある。泉屋手代の調査については、『佐渡風土記』の宝永五年の条に、江戸和泉屋吉左衛門手代(江戸店手代)伊左衛門の一行が、銅山請負いの希望で佐渡に来り鶴子間歩鋪内情況、銅吹の次第を見聞したことを記している。これによると宝永頃九尺以上の水上輪であった。さらに正徳三年三月の味方孫太夫等の訴状には、「二九年前(真享元)九尺水上輪二六艘御立下」とある故に、元禄前にすでに九尺樋であったらしい。

㉑ 『割間歩古書類・調書・覚書』正徳三年巳三月味方孫太夫等訴状、宝暦十一年巳二月味方孫太夫割間歩覚。

㉒ 『佐渡年代記』延宝八年条・宝永七年山主より提出した書付。

㉓ 麓三郎著『佐渡金銀山史話』に口絵として佐州金銀山立合引絵図があるが、これによると西より割間歩唐嶋立合、割間歩本立合、割間歩七枚棚立合、同八左衛門立合が画かれている。唐嶋立合は諏訪間歩よりかごや間歩を通っているが、これが籠屋助九郎立合に当るものかと

思う。

④① 註⑩参照。元和八年には諏訪間歩は御直山一五か所の一であったから、割間歩とは別個であった。諏訪間歩に助九郎・伊左衛門・仁助・藤五郎の諸鋪があるが、助九郎鋪は籠屋助九郎の名を負うものと想像される。

④② 『割間歩覚書』に、惣(宗)太夫本口の東小風呂その他で樋四、五千荷を出したが、延宝二、三年來七枚棚に集中したので、放置されたと記している。

④③ 『佐渡年代記』は「割間歩出鍵かなこ前の荷分を七分の六を宛行ふ事に定」と記し、七分の一公納としたように解釈している。『割間歩覚書』には「鈴木三郎九郎様御入国被遊割間歩鍵御分ヶ七六ニ罷成」とあり、『佐渡風土記』には「四六ニ御座候処七、十六ニ被仰付候」とある。七六、とは公納七、かなこ山主分六の歩合、七、十六も同様に七と十六の歩合の意味である。

④④ 『割間歩覚書』に、「割間分樋百四十艘之内(南沢水質は当時完成しており四〇艘は不要となっている)八拾艘御立被下候へ、諏訪間歩敷通不残出申、本口ニテハ七枚棚不残出可申」とあり、宝暦十一年二月の孫太夫等の訴状には九尺樋百艘立下げたゞければ「七枚棚土底並に諏訪・宗太夫両間歩敷通残りなく水かすり候積り」とある。即ち延宝八年八月の洪水まで一八四艘であったが、當時は六尺樋であり、かつ南沢水質の完成により、百艘で排水出来るという。即ち六二艘下れば西小風呂鋪の入口あり、八〇艘下れば七枚棚のねば立合あり、諏訪間歩内の助九郎・伊左衛門・仁助・藤五郎の諸鋪、宗太夫間歩内の東小風呂残らず出ると説明している。なお『割間歩覚書』には、「小風呂土底より七枚棚土底迄の下り十二丈あり」とある。

追記

近ごろ相川高校小菅徹也氏来訪し、相川郷土博物館所蔵の一本

の写真を提示された。この写本は近年の筆写にかかるが、原本は文書を集録した留書の体裁を成したものが。それとはともかく、内容は諸間歩の出鍵高を、それぞれの間歩番所衆つまり番所詰の四つ留役人と山仕の連名で報告した証文を主とするもので、よぶ、その他に山仕の間歩稼行の願書或いは請証文の類等が若干ある。よぶと、出鍵報告証文は、日付によって、三月二一日付三一通、五月二一日付九通、九月二一日付六通の三群があり、その他に午五月二一日付が一通ある。以上はいずれも中十日の出鍵高の報告である。三月二一日付のものは、一、二通だけに辰の干支の記載があるが、五月二一日付、九月二一日付のものはすべて辰を書いてるので、以上はみな辰年にかかれたと見ることができよう。

次に乙種の文書は殆ど辰の四月の日付であり、五月の日付が二、三通ある。ところが、この中に慶長九年の年号次のあるもの二通がある。一は慶長九年四月二九日付藤左衛門が柏崎にて屏風沢の草みたでの結果の報告を求めた書状、一は慶長九年五月十四日付山仕敦賀七助が西三川金山等を請けていたが、さらに増運上を出した文書である。慶長九年は甲辰であるから、乙種の文書は慶長九年のものであろうと推量され、ひいては甲種もやはり同年であるという想像が可能かも知れぬ。甲種の中に、前欠であるが、次の一通がある。

右者辰ノ九月中十日分ニ出申候所実正也

辰ノ九月廿一日

御奉行様

もし、この文書の辰年が慶長九年とすれば味方氏は同年すでに但馬を称したことになる。

この写本の筆者は、三五人の山主名を抄出して「此ノ古文書ニ見エタル人名右三十五人アリ、内国名ヲ称スル者ニハ即チ早川筑後、原淡路アリ、此後山主トナリタル者ニ味方但馬・西山丹波アリ」と解説している。三五人の山主名は甲種の文書より抽出したもので午の五月二一日付の備中七郎兵衛も含まれるが、味方但馬を含まぬ。また、味方与次右衛門の三月二一日付証文があるにかかわらず、これを落している。これらの理由についてはなお写本についても検討しなければならぬが、但馬や西山丹波これは三五人の中にはもろいが受領名を称したのは早川・原より後であるとしている。

さて味方但馬の辰の九月二一日付文書は、はたして慶長九年のものかどうかという点である。但馬と連名の山下仕(四)兵衛は、五月二一日付文書では山主矢田太郎兵衛の向山弥次兵衛間歩の番衆であり、九月二一日付文書では同間歩は原淡路山主となり、やはりその番衆である。「諸役人御抱人目録」(佐渡叢書四七)によると、山下四兵衛は慶長十五年に召抱えられたとある。そうとすれば慶長九年には番衆ではあり得ない。

なお、三月二一日付、山主但馬弥次右衛門の妾女平山根弥三右衛門間歩の番衆酒勾久太夫は、本國讃岐、慶長九年並高之通被下とあり、同じ日付、山主上田久七の間歩(名は不明)の番衆長(永)

山下仕兵衛 印
味方 但馬 印

井四郎兵衛は本國伊勢、慶長年間渡海、同十九年並高之通被下とある（佐州地役人分限由緒書）。また、三月二一日付山主江戸次左衛門の間山新切山の番衆中沢理左衛門は『諸役人御抱入目録』では元和元年の召抱となっている。これらを比考すると、甲種の文書の辰年は、慶長九年とするよりは次の元和二年となすべきことが考えられ、少なくとも元和二年の文書を含むものと見なければならぬ。しかし、地役人の由緒書、目録が、どの程度まで確實であるかは、併わせて考慮しなければならぬであろう。なお、受領名を名乗る原淡路についてであるが、乙種の辰の五月五日付で、彼の普請が鍵にあたったことを報告した書状には、原久左衛門の名をもってし、甲種の九月二一日付山仕山下四兵衛と連名の向山弥次兵衛間歩の出鍵高の報告には原淡路と署名している。『川上文

書』によると、原久左衛門に仰付けた向山割間歩は、鋪なおり十日に八、九百荷を出すとあり^{一〇〇}、また、原淡路の割間歩此中に普請申付け鋪の水を取付けたから鍵も過分に出ることになろうとある^{一〇〇}。この両文書の年月は確知し難いが、慶長十一—十五年のものであり、この間に久左衛門を称し、また淡路と改めたことを推量できよう。

要するに、小菅氏提示の写真についていえば、乙種文書はよしとして、甲種をすべて慶長九年となすこと、従って但馬の署名ある文書を慶長九年となすことには疑問があり、なお、原写本について検討を加え、山主、番衆、間歩鋪等を比較研究した上で、改めて推考しようと思う。

（京都大学教授）

Mikata-tajima 味方但馬 and *Warimabu* 割間歩

—a study of the history of the gold and
silver mines in *Sado* 佐渡, part 1—

by

Atsushi Kobata

It has been well-known that the *Aikawa* 相川 Mine in *Sado* 佐渡 was the largest gold and silver mine in the Edo period, and it was an important source of revenue for the Edo Shogunate, especially in its formative period. All the facts and grounds have not been solved positively, but the mine has hardly been discussed as an object for an academic study of history since Meiji. The *Aikawa* Mine itself was an immense economic body covering three centuries; when the sphere of the study develops to its relation not only with politics and finance of the Shogunate and a country of *Sado* but also with territories of various clans, the problem becomes more complicated.

The well-known historical sources about the Mine were considerably rich, and it will be expected that more historical sources should be found. But being generally fragmental, those sources need more interpretation and criticism based on general grasp and comparison through Edo period with very special knowledge in the history of mines that will be the important cause which made the study of history of the *Aikawa* 相川 mine. Mr. *Saburo Fumoto's* 麓三郎 "A History of Gold and Silver Mine in *Sado*" (*Showa* 31), should be an epochmaking study having a view of the history of the Mine and explaining with wide sources. Taking our starting point from the same book, we try to develop the study on various problems of the Mine and to lay a foundation stone of the synthetic study of the *Aikawa* Mine.

In this article, at present, we will bring to a focus upon the flourishing period of the Mines at the beginning of Modern Times, with our successive study of the Mines in the first-half of Modern Times till the *Shigehide Ogiwara's* 荻原重秀 in auguration as the *Bugyô* 奉行. By investigating at first a *Yamanushi* 山主 and a mine symbolizing the prosperous period, we try to approach our study, which was the study of the life of *Ieshige* 家重, lord of the *Tajima* 但馬 country, who had

been a representative businessman of the period and a beginner of the *Mikatas* 味方氏, the most famous *Yamanushi* 山主 in *Sado* throughout three centuries; and that of the operation of *Warimabu* 割間歩, the largest mine in the flourishing period, called *Oya-mabu* 親間歩 of the *Aikawa* Mines developed by the hand of *Ieshige*.

Cheh-pê-ts'ien 折帛錢 in the *Nan-sung* 南宋 Dynasty

by

Kaoru Umehara

The commercial development during the *Sung* dynasty which lasted from the tenth to the thirteenth century was so conspicuous that many historians has tackled this problem from various viewpoints. The ubiquitous money economy in this period has been well known to the researchers and the statistical studies were contributed, some of which were, however, rather superficial. Moreover, nothing has been done about how the money economy was developing and what a role it played in making the Chinese history as a whole. The comparative study of history is another point that we have to take into consideration.

These are the problems that needs time to solve, and an attempt was made in this article to illustrate some of the institutional aspects of *chen-pê-ts'ien* 折帛錢 system that is the partial payment of *hsia-shui* 夏稅 which consisted *liang-shui* 兩稅 under the *Nang-sung* regime.

Foundations of Urban Development in the Later Edo Period

by

Tadashi Muto

A change in combination of cities with various demensions of region around them stands in close relation with the development of cities. The function of cities as a regional center depends largely on such a change.

In this article, we specialize the relation between such a region and